



相談コーナー

7月15日～
8月14日

相談は無料ですので、
お気軽にお越しください。

*印のある相談は市内在住の方のみが対象です。

掲載している催し等は、6月22日時点の情報であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期している場合があります。

相談内容/問合せ先	開催日	時間	場所/備考
人権なんでも相談* 人権擁護委員が相談に応じます。※申込不要 岡 大津地方法務局 甲賀支局総務係 TEL 62-1828 / FAX 62-1748 開催時点で県の指標が「警戒ステージ」となっている場合は、予告なく中止します。法務局職員による人権相談もご利用ください。 (相談電話 62-1482 / 平日8時30分～17時15分)	8月 2日(月)	13時30分～16時	土山地域市民センター
	8月 3日(火)		甲南公民館(忍の里プララ)
	8月 4日(水)		甲賀地域市民センター
	8月12日(木)		水口社会福祉センター
	8月13日(金)		信楽開発センター
結婚相談(婚活支援) 結婚相談員が相談に応じます。※申込不要 持ち物/顔・全身が写った写真1枚 岡 政策推進課 TEL 69-2105 / FAX 63-4554	7月17日(土)	13時～16時	まちづくり活動センター「まる一む」
	8月 7日(土)		
生活・仕事の相談(生活支援窓口)* 生活の不安や仕事などの心配に関する相談に応じます。 ※申込不要 対応者/相談支援員、就労支援員 岡 生活支援課 生活支援係 TEL 69-2158 / FAX 63-4085	毎週月～金曜日(祝日を除く)	8時30分～17時15分	市役所 生活支援課 生活支援窓口
	就職氷河期世代相談 就職氷河期世代(35歳～54歳)の方の活躍を応援します! 就職氷河期世代の方の就職相談窓口です。非正規雇用から正規雇用への転換を考えておられる方への就活支援を行います。 ※予約制です。 対応者/就職氷河期世代支援員 岡 商工労政課 商工労政係 TEL 69-2188 / FAX 63-4087	毎週火曜日 相談予約時間 10時、11時、13時、14時、15時	10時～16時
行政相談 医療保険・年金・雇用・道路のことなどへの相談・意見などを受け付けます。※申込不要 対応者/行政相談委員(総務省委嘱) 岡 滋賀行政監視行政相談センター TEL 077-523-1100		7月16日(金)	13時30分～15時30分
	7月21日(水)	信楽開発センター	
	8月 2日(月)	水口社会福祉センター	
	8月 5日(木)	土山地域市民センター	
消費生活相談 消費生活における契約や商品などに関する相談に応じます。 対応者/消費生活相談員 岡 消費生活センター TEL 69-2147 / 消費者ホットライン TEL 局番なしの188	毎週月～金曜日(祝日を除く)	9時～17時	市役所 1階 消費生活センター
	年金相談 相談員/草津年金事務所職員 ※要予約・先着順 岡 甲 草津年金事務所 TEL 077-567-1311(予約専用) / FAX 077-562-9638(予約専用)	9月 9日(木) ※隔月開催	10時～15時
税務相談 税理士が、税務相談に応じます。 定員/先着6人(1人30分) ※要予約 岡 甲 公益社団法人水口納税協会 TEL 62-1151 / FAX 63-0173		8月 4日(水)	13時30分～16時30分(受付16時まで)
	学齢期相談 学齢期(小学生～高校生頃)のお子さん、保護者、ご家族の相談窓口です。学校のこと、生活のこと、子育てのこと、一緒に考えましょう。 対応者/学齢期相談員 岡 子育て政策課 子育て政策係 TEL 69-2176 / FAX 69-2298	毎週月・木・金曜日(祝日を除く)	8時30分～17時15分
育ちと学びの相談* 発達やこころの悩みなどの相談 ※電話・FAXで相談の予約をしてください。 対象/おおむね4歳以上の幼児、小・中・高校生～青年期の方(25歳ごろまで) ※おおむね4歳までのお子さんの相談はすこやか支援課(TEL 69-2169)にお問い合わせください。 岡 甲 発達支援課 TEL 69-2178 / FAX 69-2298 (受付時間 9時～17時)			
	青少年悩みごと相談* 不登校、いじめ、非行、不良行為、交友関係、就労・就学などの相談 ※月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)の9時～16時、電話・Eメールでも相談に応じます。	岡 少年センター(水口中央公民館別館2階) TEL 62-6010 / FAX 63-3977 Eメール: k-syonen@city.koka.lg.jp	

国民健康保険に加入の皆さんへ

医療費が高額になりそうなき ～限度額適用認定証の交付～

事前に「限度額適用認定証」を医療機関に提出することで、一か月の医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額でとどめることができます。

認定証が必要な場合は、下記のとおり申請をお願いします。
※保険税の未納があると、交付を受けられない場合があります。

申請場所 保険年金課または土山、甲賀、甲南、信楽地域市民センター

持参するもの ・保険証
・課税証明書(令和3年1月1日に甲賀市に住所のない方は必要)

現在、認定証をお持ちの方

認定証の有効期限は**7月31日**となっていますので、引き続き必要な場合は、**8月1日以降**に改めて申請してください。

問合せ 保険年金課国保年金係 TEL 69-2140 FAX 63-4618

70歳から74歳までの方

住民税非課税世帯の方および、現役並み所得者(窓口負担3割)のうち、現役並みⅡ(課税所得380万円以上)と現役並みⅠ(課税所得145万円以上)の方も「限度額適用認定証」の申請が必要となります。

新しい被保険者証を送付します

8月1日から使用できる新しい被保険者証は、簡易書留郵便で7月中旬に発送します。

後期高齢者医療保険に加入のみなさんへ

令和2年中の所得が確定したことにより、後期高齢者医療保険料の本算定を行いました。

保険料の納付方法

①特別徴収

年6回の年金の定期払いの際に、年金の受給額から保険料をお支払い(天引き)いただきます。

②普通徴収

納付書または、口座振替でお支払いいただきます。

保険料の軽減を見直します

保険料の均等割は、これまで法令に基づく軽減(本則)に特例的な上乗せをして軽減を行ってきました。

令和元年度から段階的に見直しを行っており、今年度が見直しの最終年度となります。

令和3年度は、令和2年度に軽減特例の対象だった方(7.75割軽減該当)について、本則どおり7割軽減となります。

問合せ 保険年金課 後期高齢者医療係 TEL 69-2142 FAX 63-4618

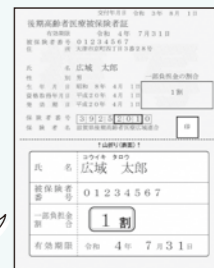
お一人ごとの保険料額や、納付方法については7月中旬に郵便でお知らせしますのでご確認ください。

新しい被保険者証を送付します

8月1日から使用できる新しい被保険者証をお送りします。

- 被保険者証は簡易書留郵便で、7月中旬に発送します。新しい被保険者証はびわ色です。
- 現在お使いの薄緑色の被保険者証は、7月31日で有効期限が切れるため、8月1日からは使えません。
- 8月以降に医療機関等で提示される際は、お間違えのないよう十分ご注意ください。

新しい被保険者証は
びわ色です。



見本